

白川町地域振興券交付事業特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月6日

白川町長 佐伯正貴

白川町条例第11号

白川町地域振興券交付事業特別会計条例を廃止する条例

白川町地域振興券交付事業特別会計条例（平成11年白川町条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による廃止前の白川町地域振興券交付事業特別会計による白川町地域振興券交付事業特別会計（次項において「廃止会計」という。）に係る令和7年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 廃止会計に属する決算余剰金その他の財産は、令和8年度以後の白川町一般会計が引き継ぐものとする。